

策定に関する条項について(R4.12末時点)

- 計画等の策定に関する規定の条項数

全体:524条項(義務:206条項 努力:90条項 できる:229条項)

※ 1つの条項において計画の策定を義務付けるとともに別の計画の策定を「できる」とする規定がある(1条項)ため、全体と「義務/努力/できる」の内訳の合計は一致しない。

- 策定を義務付ける規定については、平成24年まで減少したものの、新たな規定の創設により、その後は微増傾向にある。一方、努力義務規定、「できる」規定については増加傾向にある。

➤ 計画等の策定を義務付ける規定については、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成21年10月7日)を受けた第1次一括法(平成23年5月公布)及び第2次一括法(平成23年8月公布)の成立等により、特に平成22年から平成23年にかけて大きく減少している。

- 法令上又は運用上、財政支援等(※)の要件とされている計画等の策定に関する規定については、「できる」規定のうち約10分の7の規定、努力義務規定のうち約4分の1の規定がこれに該当する。

※ 補助、資金、税制、規制の特例などが含まれる。

- 分野別にみると、特に、環境、農業、厚生といった分野で、策定を義務付ける規定が多く見られる。
- 複数の地方公共団体が共同して計画等を策定すること(いわゆる「共同策定」)が可能とされているものは全体の約45%に当たる238条項

計画策定等に関する調査結果について

内容に関する条項について(R4.12末時点)

- 計画等の内容に関する規定: 全体**1,812**条項
(義務: **1,199**条項 努力: **241**条項 できる: **440**条項)

(例)

- ✓ 計画等の策定に当たっての内容(盛り込むべき事項の記載)を義務付ける規定
- ✓ 計画等の期間に関する規定
- ✓ 計画等の内容に影響を与える規定(「●●計画は××方針に即して定めなければならない」等)

※ 例えば、1つの条項において一部の内容の記載を義務付け、一部の内容の記載を努力義務とする場合等があるため、「全体」と「義務／努力／できる」の内訳の合計は一致しない。

手続に関する条項について(R4.12末時点)

- 計画等の手続に関する規定: 全体**1,911**条項
(義務: **1,496**条項 努力: **275**条項 できる: **320**条項)
 - 議決に係る規定: **45**条項 (義務:**41**条項 努力:**0**条項 できる:**6**条項)
 - 協議・調整・意見聴取・同意に係る規定: **888**条項
(義務: **759**条項 努力: **92**条項 できる: **135**条項)
 - 許可、認可、承認、認定に係る規定: **120**条項 (義務: **78**条項 努力: **0**条項 できる: **43**条項)
 - 公示、公告、公表、閲覧・縦覧等に係る規定: **547**条項
(義務: **467**条項 努力: **200**条項 できる: **17**条項)

※ 例えば、1つの条項において一部の手続を義務付け、一部の手続を努力義務とする場合等があるため、「全体」と「義務／努力／できる」の内訳の合計は一致しない。

※ 1つの条項において複数の手続について規定する場合があるため、「全体」と各手続の内訳の合計は一致しない。

計画策定等に関する調査結果について（1年間の増減①）

策定に関する条項数の増減（R3.12末時点⇒R4.12末時点）

	①増加	②減少	①－②(R3.12末時点からの増減)
義務規定	5	3	2
努力義務規定	3	1	2
できる	7	1	6
策定に関する条項全体	13	3	10

計画の内容に関する条項数の増減（R3.12末時点⇒R4.12末時点）

	①増加	②減少	①－②(R3.12末時点からの増減)
義務規定	36	8	28
努力義務規定	8	6	2
できる	15	1	14
計画の内容に関する条項全体	55	13	42

計画手続に関する条項数の増減（R3.12末時点⇒R4.12末時点）

	①増加	②減少	①－②(R3.12末時点からの増減)
義務規定	61	8	53
努力義務規定	2	6	-4
できる	15	2	13
計画手続に関する条項全体	76	10	66

※ 1つの条項において、「義務付ける」とともに「できる」とする規定等があるため、「全体」と「義務/努力/できる」の内訳の合計は一致しない。

計画策定等に関する調査結果について（1年間の増減②）

策定に関する条項数の増減（R3.12末時点⇒R4.12末時点）

R3.12末時点から 全体で+10条項
（義務:+2条項、努力:+2条項、できる:+6条項）

◎義務規定 条項数増+

- 植物防疫法 総合防除計画(都道府県)
- 農業経営基盤強化促進法 地域農業経営基盤強化促進計画(市町村)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 予防計画(市町村)
- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 都道府県基本計画(都道府県)
- 農業委員会等に関する法律 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(市町村)

◎義務規定 条項数減-

- 植物防疫法 防除計画(都道府県)
- 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 地域計画(都道府県)
- 農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画(市町村)

◎努力義務規定 条項数増+

- 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 市町村基本計画(市町村)
- こども基本法 都道府県こども計画(都道府県) ※「一体的な策定」の条文在り
- こども基本法 市町村こども計画(市町村) ※「一体的な策定」の条文在り

◎努力義務規定 条項数減-

- 農業委員会等に関する法律 農地等の利用の最適化の推進に関する指針(市町村)

計画策定等に関する調査結果について（1年間の増減③）

◎できる規定 条項数増+

- 港湾法 港湾脱炭素化推進計画(都道府県・市町村)
- 空港法 空港脱炭素化推進計画(都道府県・市町村)
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 津波避難対策緊急事業計画(市町村)
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 促進計画(市町村)
- 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律 基本計画(都道府県・市町村)
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 所有者不明土地対策計画(市町村)
- 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律 地域計画(都道府県)

◎できる規定 条項数減-

- 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 導入指針(都道府県)

計画策定等に関する調査結果について

計画の内容・手続に関する条項数の増(R3.12末時点⇒R4.12末時点)

・ 新法制定、廃止、新規計画による条項数の増減

	法律名	計画名	策定	内容	手続
新法	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	基本計画(都道府県・市町村) ^{※1}	+1	+4	+6
	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	所有者不明土地対策計画(市町村)	+1	+2	+4
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	都道府県基本計画、市町村基本計画	+2	+3 ^{※2}	+1
	こども基本法	都道府県こども計画、市町村こども計画	+2	+2	+3 ^{※3}
新規計画	港湾法	港湾脱炭素化推進計画(都道府県・市町村) ^{※1}	+1	+3	+7
	空港法	空港脱炭素化推進計画(都道府県・市町村) ^{※1}	+1	+2	+5
	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	津波避難対策緊急事業計画(市町村)	+1	+4	+5
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	促進計画(市町村)	+1	+2	+4
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	予防計画(市町村)	+1	+4	+1
新規/廃止計画	植物防疫法	総合防除計画(都道府県)	+1	+3	+2
		防除計画(都道府県)	-1	-2	-1
	農業経営基盤強化促進法	地域農業経営基盤強化促進計画(市町村)	+1	+7	+10
		農用地利用集積計画(市町村)	-1	-3	-4
廃止計画	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	導入指針(都道府県)	-1	-2	-2

※1 内容・手続の内訳について、いずれも都道府県計画、市町村計画双方に関する条項数の増

※2 +3条項のうち、2条項は都道府県計画、1条項は市町村計画に関する条項数の増

※3 +3条項のうち、1条項は都道府県計画及び市町村計画、1条項は都道府県計画、1条項は市町村計画に関する条項数増

計画策定等に関する調査結果について

- 新法制定、廃止、新規計画以外による条項数の増減①

法律名	計画名	策定	内容	手続
児童福祉法	都道府県障害児福祉計画(都道府県)		+1	
農業委員会等に関する法律	農地等の利用の最適化の推進に関する指針(市町村)			+1
離島振興法	離島振興計画(都道府県)		+3	
自然公園法	利用拠点整備改善計画(都道府県・市町村) ^{※1}			+1
	自然体験活動促進計画(都道府県・市町村)			+2 ^{※2}
学校保健安全法	学校保健計画(都道府県・市町村) ^{※1}		+1	
	学校安全計画(都道府県・市町村) ^{※1}		+1	
下水道法	流域別下水道整備総合計画(都道府県)			+1
豪雪地帯対策特別措置法	道府県豪雪地帯対策基本計画(都道府県)		+1	
農業経営基盤強化促進法	農業振興地域整備計画(都道府県・市町村) ^{※1}			+1
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	予防計画(都道府県)		+1	+1
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	実施方針(都道府県・市町村) ^{※1}			+3

※1 内容・手続の内訳について、いずれも都道府県計画、市町村計画双方に関する条項数の増

※2 +2条項のうち、1条項は都道府県計画及び市町村計画、1条項は市町村計画に関する条項数の増

計画策定等に関する調査結果について

- 新法制定、廃止、新規計画以外による条項数の増減②

法律名	計画名	策定	内容	手続
沖縄振興特別措置法	観光地形成促進計画(都道府県)		+1	
			-1	
	情報通信産業振興計画(都道府県)		+1	
			-1	
	産業イノベーション促進計画(旧:産業高度化・事業革新促進計画)(都道府県)		+1	
	国際物流拠点産業集積計画(都道府県)		+1	
			-1	
経済金融活性化計画(都道府県)		-1	+2	
認定経済金融活性化計画(都道府県)				-2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	都道府県障害福祉計画(都道府県)		+1	
農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律	活性化計画(都道府県・市町村)		+5 ^{※1}	+14 ^{※2}
	所有権移転等促進計画(都道府県)			+1
	所有権移転等促進計画(市町村)		+1	+1
地域再生法	既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画(市町村)		-1	-1
東日本大震災復興特別区域法	復興推進計画(都道府県)		-1	
策定・内容・手続に関する条項全体		13	42	66

※1 +5条項のうち、2条項は都道府県計画及び市町村計画、1条項は都道府県計画、2条項は市町村計画に関する条項数の増

※2 +14条項のうち、2条項は都道府県計画及び市町村計画、5条項は都道府県計画、7条項は市町村計画に関する条項数の増

計画策定等に関する調査結果について

計画等の期間について(R5.4.1時点)

- 国の基本方針等の期間及び地方公共団体の計画等の期間は、5年が多い。

国の基本方針等の期間	
期間	条項数
15年	2
11年	2
10年	34
7年	2
6年	9
5年	78
4年～5年	1
3年～5年	6
3年	11
1年	4
期間無し	224
その他	7

地方公共団体の計画等の期間		
期間	根拠	条項数
20～30年	告示等	1
20年	法令	2
15年	告示等	2
10年～15年	法令	1
	告示等	1
10年	法令	7
	告示等	13
5年～10年	告示等	2
5年～7年	告示等	2
6年	法令	4
5年	法令	19
	告示等	41
3年～5年	法令	1
	告示等	12
2年～5年	告示等	2
3年	法令	7
	告示等	10
2年	告示等	1
1年	法令	12
	告示等	4
期間無し		374
その他		7

※各期間には「概ね〇年」や「約〇年」と回答されたものも含む。

例えば、「概ね5年」や「約5年」は5年として計上している。

※計画期間が複数ある場合、それぞれの区分に計上している。

※「その他」=時限法、策定予定の方針等

※「法令」=法律、政令、省令。「告示等」=告示、閣議決定、マニュアル等

計画策定等に関する調査結果について

現行基本方針等の具体の終期について(R5.4.1時点)

- 計画期間が決まっている現行の国の基本方針等は、毎年度、10以上が終期を迎える。

計画期間が決まっている現行の国の基本方針等の具体の終期	
終期	条項数
令和5年3月末(令和4年度末)まで	15
令和5年4月～令和5年12月末まで	8
令和6年1月～令和6年3月末(令和5年度末)まで	17
令和6年4月～令和7年3月末(令和6年度末)まで	14
令和7年4月～令和8年3月末(令和7年度末)まで	17
上記以降	78

※ 計画期間が短い場合(例:計画期間1年間)、最初の終期を迎えるタイミングに計上している。

※ 計画期間が複数ある場合、それぞれの区分に計上している。

※ 計画期間に幅があるものも計上している。例えば、「概ね5年」や「約5年」は5年で、「3年～5年」は5年で計算し計上している。

計画策定等に関する調査結果について

計画策定等の見直しの進捗状況について(R5.4.1時点)

- 各府省における計画策定等の見直しの結果、都道府県が策定主体である計画の6割強、市町村が策定主体である計画の5割強について、総合計画等での記載が可能であるとの回答を各府省から得た。

「総合計画等での記載」が可能な計画等の策定に関する条項数とその割合					
都道府県が策定主体である計画			市町村が策定主体である計画		
条項数	総合計画等での記載が可能な条項数	その割合	条項数	総合計画等での記載が可能な条項数	その割合
369	226	61%	304	160	53%

※「総合計画等」＝長期・中期・短期の総合計画、行政評価